

高崎経済大学 YouTube（ユーチューブ）運用方針

令和元年11月6日
令和4年4月1日改正

（目的）

第1条 本運用方針は、高崎経済大学が YouTube（ユーチューブ）を動画掲載媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（チャンネル名）

第2条 チャンネル名は「高崎経済大学公式チャンネル」とする。

（運用管理）

第3条 運用主体は高崎経済大学とし、運用管理責任者は広報室長とする。アカウントの管理、動画の掲載等は原則として広報チーム職員が行う。

（掲載内容）

第4条 動画情報を掲載することにより、多くの利用者の方へ高崎経済大学の魅力を伝え、本学への理解を深めることを目的とし、次の各号における内容の動画を必要に応じて掲載する。

（1）本学が制作した映像

（2）本学が主催・共催するイベントの映像

（3）その他、運用管理責任者が許可した映像

（留意事項）

第5条 原則として動画の掲載のみを行い、動画に対するコメント等の投稿は行わない。

2 何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに運用を中止し、内容の変更や削除、アカウントそのものを削除することがある。

（運用方針の周知・変更等）

第6条 本方針を高崎経済大学ホームページに掲載し周知する。また、本方針は必要に応じて変更することがあり、変更した場合は本学ホームページを通じて周知する。

（免責事項）

第7条 動画掲載については細心の注意を払って行うが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではない。本学 YouTube を利用することで生じた直接・間接的な損失について、本学は一切責任を負わないものとする。

（部局、組織単位アカウント）

第8条 より限定的な対象者に具体的な情報を発信する目的で、部局、組織単位でアカウントを取得する場合は、広報室長の許可を要するとともに、その運用にあたっては、本運用方針に準じて対応するものとする。

（その他）

第9条 この運用方針の実施について必要な事項は運用管理責任者が別に定める。